

## 「神戸市公共建築工事共通費積算基準」及び「神戸市建築工事積算要領」の 主な改定内容について

### I. 改定の背景

本市基準は国の共通費積算基準等（以下：国基準）を準用し策定しているところだが、共通費実態調査結果等を踏まえ令和5年に国基準が大幅に改定されたことを受け、本市基準においても改定を行う。

《参考》国基準の主な改定概要

	概要
1	共通仮設費及び現場管理費の内容の見直し
2	共通仮設費率に含む内容の見直し
3	その他工事の規定廃止
4	労務費の比率が著しく少ない工事の規定廃止
5	共通仮設費率、現場管理費率の算定式等の見直し
6	鉄骨工事における共通仮設費率の補正值の変更
7	監理事務所を設けない場合の補正值について算定値を記載
8	とりこわし工事に関する共通費率基準の変更
9	「その他の率」は中間値+1%を標準とする

### II. 神戸市公共建築工事共通費積算基準について

#### (1) 共通仮設費及び現場管理費の内容、算定式の変更

- 共通費実態調査の結果を踏まえ、国の公共建築工事共通費積算基準が改定されたことから、共通仮設費及び現場管理費の内容、算定式を変更する。

《算定式の変更について》

#### ① 共通仮設費率（新営建築工事の場合）

直接工事費	1千万円以下	1千万円を超える
上限	4.33%	$5.78 \times P^{-0.0313}$
共通仮設費率	共通仮設費率算定式により算定された率	
下限	3.25%	$4.34 \times P^{-0.0313}$
算定式	$Kr = 7.56 \times P^{-0.1105} \times T^{0.2389}$	
ただし、Kr：共通仮設費率（%）	P：直接工事費（千円）とし、1千万円以下の場合は1千万円として扱う	
	T：工期（か月）	
注1.	本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。	
注2.	Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。	



#### 【改定後】

共通仮設費率 (注1)	$Kr =$ $Exp(3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T)$ (注2・3)
	Kr：共通仮設費率（%）(注4) P：直接工事費（千円） T：工期（か月）
注1.	本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
注2.	Exp（ ）は、指数関数 $e^{( )}$ を表す。eはネイピア数（自然対数の底）を表す。
注3.	Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 10,000（千円） $\leq$ P $\leq$ 6,000,000（千円）
注4.	Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

#### ② 現場管理費率（新営建築工事の場合）

純工事費	1千万円以下	1千万円を超える
上限	20.13%	$75.97 \times Np^{-0.1442}$
現場管理費率	現場管理費率算定式により算定された率	
下限	10.01%	$37.76 \times Np^{-0.1442}$
算定式	$Jo = 151.08 \times Np^{-0.3396} \times T^{0.5860}$	
ただし、Jo：現場管理費率（%）	Np：純工事費（千円）とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う	
	T：工期（か月）	
注1.	本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。	
注2.	Joの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。	



#### 【改定後】

現場管理費率 (注1)	$Jo =$ $Exp(5.899 - 0.447 \times \log_e Np + 0.831 \times \log_e T)$ (注2・3)
	Jo：現場管理費率（%）(注4) Np：純工事費（千円） T：工期（か月）
注1.	本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
注2.	Exp（ ）は、指数関数 $e^{( )}$ を表す。eはネイピア数（自然対数の底）を表す。
注3.	Npが以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 10,000（千円） $\leq$ Np $\leq$ 5,000,000（千円）
注4.	Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

※上記のほか、建築改修工事、新営・改修電気設備工事、新営・改修機械設備工事についても変更。

## (2) 「その他工事」、「専門性の高い工事」の規定の廃止

- 国の公共建築工事共通費積算基準の改定に合わせ、「その他工事」の規定を廃止するとともに、神戸市独自で定める「専門性の高い工事」についても廃止することとし、これらによる共通仮設費及び現場管理費の低減を行わない。

## (3) 「労務費の少ない設備工事について」の規定の廃止

- 国の公共建築工事共通費積算基準の改定に合わせ、「労務費の少ない設備工事」における共通仮設費率及び現場仮設費率の低減を行わない。

## (4) 共通仮設費率の補正率の変更

- 国の公共建築工事共通費積算基準の改定に合わせ、「鉄骨工事」、「監理事務所」等の共通仮設費率への補正率を変更する。

### ≪鉄骨工事について≫

鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、共通仮設費率に 0.9 を乗じて共通費を算定していたが、原則として 1.0 を乗じることとする。（低減しない）

### ≪監理事務所について≫

監理事務所を設けない場合は、共通仮設費率に 0.9 を乗じて補正することとしていたが、下表のとおり、直接工事費の範囲による補正値を乗じることとする。

直接工事費	1000万円未満	1000万円以上50億円以下	50億円を超える
補正値	0.887	$0.738 + 0.0162 \times \text{Log}_e P$	0.988

Pは、公共建築工事共通費積算基準 別表におけるP：直接工事費（千円）

注1. 補正式による値は小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする。

注2. 設計変更においては、変更後のPに対応した値を変更後のK<sub>r</sub>に乘じる。

## III. 神戸市建築工事積算要領について

### (1) 「その他の率」の変更

- 国の公共建築工事積算基準等資料の改定に合わせ、「その他の率」は中間地 + 1% を標準とする。（墜落制止用器具の費用を含めた環境安全費の計上分として 1% を加算。旧基準では積上げにより計上）

### (2) 補正市場単価の取扱いの追加

- 国の公共建築工事積算基準等資料に規定されている「補正市場単価」の取扱いについて、市の積算要領にも位置付ける。

## IV. (参考) 新共通費算定例

国土交通省のホームページに『公共建築工事の工事費積算における共通費の算定方法及び算定例』が掲載されています。試算等にご活用ください。

(URL) [https://www.mlit.go.jp/gobuild/kyoutuuhi\\_santeihouhou.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/kyoutuuhi_santeihouhou.html)

## V. 適用日

令和6年4月1日（原則は適用日以降に公告を行う工事に適用する。）

なお、適用日以前に公告を行う工事に早期適用させる場合は、設計書に、“神戸市公共建築工事共通費積算基準（令和6年4月1日改定）早期適用”と明示する。